

阿賀野市五頭山麓いこいの森及び阿賀野市五頭薬用植物園指定管理者募集要項

阿賀野市五頭山麓いこいの森（以下「五頭山麓いこいの森」という。）では平成18年度から、阿賀野市五頭薬用植物園（以下「五頭薬用植物園」という。）では令和4年度から指定管理者制度を導入し管理してまいりました。令和9年3月をもって期間満了に伴い両施設を併せた指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称 ①阿賀野市五頭山麓いこいの森

②阿賀野市五頭薬用植物園

(2) 所在地 ①阿賀野市畑江24

②阿賀野市畑江50-87

(3) 施設の沿革、設置目的等

①五頭山麓いこいの森

五頭山麓県民いこいの森の設置目的を継承し、快適な野外活動の場の提供により市民の保健、休養及び自然とのふれあいに資するため、新潟県より昭和62年4月1日から引き継いだ施設です。

②五頭薬用植物園

五頭山麓周辺に自生する薬用植物を保護しながら、薬草に関する正しい知識の普及および利用方法の研究などの学習の場を提供し、地域住民の健康づくりに寄与すること。

(4) 規模・構造・施設内容等

①五頭山麓いこいの森

敷地面積： 54,900 m²

施設構造：管理事務所 非木造平屋陸屋根 85.15 m² 1棟

バンガロー 木造平屋亜鉛鉄板葺 12.42 m² 2棟

炊事場3棟、東屋1棟、運動広場、公衆便所2棟、親水護岸4箇所

駐車場 100台

②五頭薬用植物園

敷地面積：13,229 m²

・薬用植物の見本園エリア 7,629 m²

・自然観察エリア 1,750 m²

・バックヤードエリア 260 m²

・自主管理エリア 630 m²

・憩いのエリア 1,900 m² (池300 m²含む)

・その他(散策道他) 850 m²

・道路脇管理エリア 210 m²

2 指定管理者が行なう業務

(1) 五頭山麓いこいの森及び五頭薬用植物園の使用の許可に関する業務

(2) 五頭山麓いこいの森及び五頭薬用植物園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、五頭山麓いこいの森の運営及び五頭薬用植物園に関する事務

- のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
(4) 別紙仕様書に定めるとおり

3 指定管理者が行なう管理の基準

指定管理者は、五頭山麓いこいの森の設置及び管理に関する条例並びに五頭薬用植物園の設置及び管理に関する条例に定める管理基準に基づき運営を行います。

詳細は別途配布する仕様書に基づきますが、基本事項は次のとおりです。

(1) 開設期間

開設期間は、4月から11月までの間において市長が定める期間

- (2) 利用料金：五頭山麓いこいの森においては五頭山麓いこいの森の設置及び管理に関する条例に基づく使用料（市主催行事等の使用料免除規定あり）、五頭薬用植物園においては無料とする。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、自ら施設設備及び物品の維持管理を適切に行なうものとし、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 関係法令の遵守

関係法令及び阿賀野市長が定める業務に関連する次の条例等の遵守が求められます。

- ・ 地方自治法
- ・ 個人情報保護法
- ・ 自然公園法
- ・ 自然公園法施行令
- ・ 自然公園法施行規則
- ・ 新潟県自然公園条例
- ・ 新潟県自然公園条例施行規則
- ・ 阿賀野市五頭山麓いこいの森の設置及び管理に関する条例
- ・ 阿賀野市五頭山麓いこいの森の設置及び管理に関する条例施行規則
- ・ 阿賀野市五頭薬用植物園の設置及び管理に関する条例
- ・ 阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 阿賀野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ その他の関係法令

(5) 個人情報の取扱い

業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の取扱いは、適切な管理に努め、必要な措置を講じてください。

(6) 守秘義務

指定管理者は、業務実施にあたり業務上知りえた情報を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することは出来ません。指定期間終了後も同様です。

(7) 近隣住民との調和

公の施設の管理者として、環境を阻害する騒音などについて、適切に対応し、近隣住民との調和に努めること。

(8) 報告書

年度末に事業実績報告書を作成し、別に定める日までに報告してください。

(9) その他

管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 管理経費等

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費として、年度中、見込まれる経費から利用料金相当額等を差し引いた額を経費として支払います。

指定管理料の額については、応募者の提案事項とします。ただし、提案価格の上限202万円を超える提案は失格とします。

また、指定管理料は、会計年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協定を締結し支払います。このため、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

(2) 利用料金収入等（利用料金制）

指定管理者は、市長からの管理運営料の他、施設の利用料金を収入とします。

5 経理方法

①管理口座：本業務の収支は、団体自体の口座とは別口座で管理してください。

②経理区分：指定管理者業務の経理と他の業務（自主事業）の経理を区分してください。

6 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

ただし、指定期間中に於いて管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7 応募資格

申請できる団体等は、次の掲げる要件を満たす団体等であること。

(1) 団体であること。（法人格の有無は問わない。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しないものであること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないものであること。

(4) 阿賀野市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること。

(5) 市税、消費税および地方消費税について滞納がないものであること。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

(7) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたものでないこと。

(8) 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等

の行政指導を除く。)を2年以内に受けていないこと。

- (9) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

※主体となって指定管理業務を行う予定のない特株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第4項第1号に規定するものをいう。）、組合（民法（明治29年4月27日法律第89号）第667条に規定するものをいう。）、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年5月6日法律第40号）第2条に規定するものをいう。）及びこれらに類するものが申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社又は組合契約の当事者等とグループを構成すること。

- (10) 施設管理業務が可能な組織体制及び能力を有すること。

- (11) 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有する者

＜複数団体に申請する場合の留意事項＞

- (1) グループの適当な名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、申請後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。
- (2) 当該グループの構成団体は、別のグループの構成団体となる又は単独で申請することはできない。
- (3) グループの概要が分かる書類（グループの名称及び代表団体、構成団体の名称、業務及びリスクの分担内容、所在地、連絡先、グループに係る協定書等）を提出すること。
- (4) 事業計画書、収支予算書以外の添付書類については、構成団体ごとに提出すること。
- (5) 新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者として申請すること。その場合は、11月上旬までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出すること。

なお、グループに係る協定書等について、申請時は未締結の書類であっても差し支えありませんが、指定管理者の候補者となった場合には、締結済の協定書等の提出を求めることとします。

8 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類について、正本1部と写し12部を市長に提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 団体であることを証する書類
 - ① 法人の場合 登記簿の謄本（写し）
 - ② 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合は、地方自治法第260条の2第12項の証明書（写し）
 - ③ その他の非法人の場合 団体の規約、構成員名簿など
- (3) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 企業又は団体の概要
 - ① 経歴・実績
 - ② 代表者の履歴書、役員の構成・氏名
 - ③ 事業概要又はこれに準ずるもの（パンフレット等）
- (5) 経営状況の説明書類
 - ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書

類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

②申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

④ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体以外の事業を開始する団体のみ）

（①及び②の書類がない場合は、③の書類を作成してください。作成することができない事情等がある場合は経営状況を説明する書類がない旨及びその理由を記載した理由書を提出してください。）

（6）既存受託事業実績概要書（様式2）

（7）事業計画書（様式3）

① 管理運営体制（直営・委託の別 委託の場合は委託予定先など）

② 管理運営方針

③ 主要な配置予定職員（職種・人数・経歴・資格など）

④ 職員の配置（勤務時間・ローテーションなど）

⑤ その他（危機管理、個人情報保護、実績、サービスなど）

（8）収支計画書（指定管理料見積書）（様式7～9）

指定管理料の見積、経費支出や事業収入の見積

（9）職員配置計画書（様式10）

（10）団体又はその代表者が申請資格の欠格の事由に該当しないことを証する書類

① 申請の前年度の法人市民税領収書の写し（法人事業者に限る。）

② 申請の前年度の消費税納税証明書

③ 申請の前年度の事業税にかかる納税証明書（新潟県税のみ）

④ 申請の前年度の市税に係る納税証明書

⑤ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

（11）その他

その他市長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

9 応募にあたっての留意点

（1）費用の負担

応募に要する経費等は、応募者の負担となります。

（2）提供した資料の取扱

担当課が提供した資料等は、担当課の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

（3）提出書類の取扱い

① 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

② 提出された書類は、本事業者選定の実施に関する報告等のため必要に応じ複写し、無償で利用できるものとします。

③ 提出された書類は、公文書として情報公開の対象となります。

(4) 申請後の辞退

申請後、辞退する場合は、文書により辞退届を提出してください。

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和8年8月31日（月）～9月15日（火）午後5時まで

② 受付方法

質問書（様式11）により提出してください。（FAX又はEメールでも可）

③ 回答

質問に対する回答は募集説明会参加者全員ファックス又は電子メールで情報提供します。

11 募集説明会の実施

募集説明会を次により開催します。募集説明会に参加を希望される方は、説明会前日の正午までに所定の様式（指定管理者募集説明会参加申込書）で申し込みしてください。

① 開催日時：令和8年9月10日（木）午前9時30分から

② 開催場所：五頭山麓いこいの森 管理事務所

③ 募集説明会申込先

阿賀野市役所商工観光課

FAX：0250-61-2037

Mail：syokokanko@city.agano.niigata.jp

※指定管理者への申請を行う場合は、この募集説明会参加が必須条件となります。募集説明会に必ず出席してください。

12 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先及びお問合せ先

阿賀野市役所 商工観光課

〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

TEL：0250-62-2510（内線：2340）

FAX：0250-61-2037

Mail：syokokanko@city.agano.niigata.jp

(2) 提出期間

令和8年8月31日（月）～9月30日（水）まで（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 申請書類提出

提出方法は持参又は追跡可能な方法による送付により申請書類一式（正本1部・副本12部）を提出してください。

(4) 留意事項

①郵送の場合、追跡可能な方法により最終日午後5時必着とします。

②メール、ファクシミリでの提出は認めません。

13 選定方法及び指定管理者の決定

応募期間終了後、指定管理候補者選定審査委員会（以下、「選定審査会」という）において、指定候補者を選定し、阿賀野市議会の議決を経て、市長が指定管理者に指定します。

（１）審査方法

応募者からの申請書類及びプレゼンテーションについて、選定審査会において、次の選考事項に沿って審査し、評価の最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

但し、あらかじめ定めた評価点を下回った場合は選定しない。

（２）審査基準

① 公正で公益的な管理運営が見込まれるか

- ア 関連する法令、条例等の理解
- イ 個人情報の保護措置
- ウ 住民の平等な利用の確保（公平性）

② 施設目的、理念に合った事業が実施できるか

- ア 施設運営の経営方針
- イ 利用者のサービス向上となる施策
- ウ トラブル対応、防犯、防災対策など
- エ 利用者の声を反映する仕組み
- オ 地域貢献策（地元人材の雇用や地域経済との連携等）

③ 施設の管理経費の削減が図られるか

- ア 管理経費の節減
- イ 人件費
- ウ その他の管理経費
- エ 収支計画

④ 指定期間中安定した管理運営を行うことができる実績及び能力を有しているか

- ア 財務内容
- イ 必要な人員、職員配置、人材の確保（資格職含む）
- ウ 研修計画などの人的な措置
- エ 賠償能力（賠償時の対応手段が準備）
- オ 同種の施設の管理実績
- カ 安全管理への適切な措置

⑤ その他

- ア 利用を促進するための独自の特色ある取り組み
- イ 市民の声が反映され、市民に親しまれる施設とするための取り組み
- ウ その他必要な事項

（３）無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定審査会の協議の結果、審査を行なうにあたって不適当と認められるもの

(4) 選定審査会におけるプレゼンテーション

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。
日程等の詳細については後日連絡します。

(5) 候補者の選考結果

指定管理候補者の選考結果については、応募者全員に文書でお知らせいたします。

(6) 指定管理者の決定

(1)により選定された団体は、指定管理者として指定することについて阿賀野市議会の議決を得たうえで、管理運営に関する協定書を市長と締結し、市長が指定管理者に指定します。

【問合せ先】

阿賀野市 産業建設部 商工観光課

担当：酒井

TEL：0250-62-2510（内線2340）

FAX：0250-61-2037

Mail：syokokanko@city.agano.niigata.jp

【参考資料】

(五頭山麓いこいの森・五頭薬用植物園)

1. 管理運営事業収支 (令和6年度～令和7年度)

(単位:円)

項 目		令和6年度(決算)	令和7年度(決算)	備 考
収 入	使 用 料	2,466,500	2,514,100	
	指定管理料	1,800,000	1,800,000	
	その他	9,660	4,080	
	自主事業収入	1,150,470	1,049,903	
	合 計	5,426,630	5,368,083	

支 出	人件費(給与手当福利厚生費、退職 手当引当含む)	1,538,000	1,406,000	
	正職員	848,000	670,000	
	臨時職員	690,000	736,000	
	委託料	309,849	309,409	
	浄化槽維持管理委託	309,849	309,409	
	賃借料	0	210,000	
	軽トラックレンタル	0	210,000	
	光熱水費	262,556	256,769	
	電気料金	138,455	117,268	
	ガス・灯油料金			
	上下水道料金	124,101	139,501	
	修繕料	202,260	163,701	
	施設修繕料	152,760	79,501	
	施設修繕料(外注)	49,500	84,200	
	施設管理経費	1,840,284	1,561,002	
	園内維持管理	940,267	616,302	
	倒木除去処理費(外注)	467,017	469,700	
出	施設清掃	433,000	475,000	
	保険料	96,800	67,250	
	指定管理損害賠償	67,770	59,600	
	傷害保険	29,030	7,650	
	事務経費(通信運搬費・消耗品・ 印刷製本費等)	367,866	344,132	
	雑費・消耗品費	155,025	162,633	
	通信費	137,962	139,344	
	広報費	74,879	42,155	
	自主事業経費	806,036	1,050,372	
計	自主事業	806,036	1,050,372	
	計	5,423,651	5,368,635	

2. 管理運営事業収支（令和4年度～令和5年度）

（単位：円）

項 目		令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	備 考
収 入	使 用 料	3,295,760	3,326,500	
	指定管理料	1,800,000	1,800,000	
	その他	3,906	16,130	
	自主事業収入	1,201,153	1,386,200	
	合 計	6,300,819	6,528,830	

支 出	人件費（給与手当福利厚生費、退職 手当引当含む）	1,764,000	1,651,000	
	正職員	1,298,900	1,177,000	
	臨時職員	465,100	474,000	
	委託料	313,809	309,409	
	浄化槽維持管理委託	313,809	309,409	
	賃借料	180,000	240,000	
	軽トラックレンタル	180,000	240,000	
	光熱水費	275,437	273,691	
	電気料金	160,776	141,708	
	ガス・灯油料金			
	上下水道料金	114,661	131,983	
	修繕料	805,992	536,088	
	施設修繕料	183,692	31,848	
	施設修繕料（外注）	622,300	504,240	
	施設管理経費	1,393,766	1,750,478	
	園内維持管理	660,560	990,011	
	倒木除去処理費（外注）	243,206	434,467	
	施設清掃	490,000	326,000	
	保険料	80,620	95,588	
	指定管理損害賠償	42,040	49,817	
	傷害保険	38,580	45,771	
出	事務経費（通信運搬費・消耗品・ 印刷製本費等）	428,060	422,504	
	雑費・消耗品費	203,069	209,801	
	通信費	116,641	123,916	
	広報費	108,350	88,787	
	自主事業経費	1,064,517	1,248,790	
	自主事業	1,064,517	1,248,790	
	計	6,306,201	6,527,548	

3. 令和7年度委託実績（業者一覧）

（五頭山麓いこいの森・五頭薬用植物園）

業務名	委託先	備考
浄化槽維持管理委託	有限会社 笹神衛生社	